

日本成長戦略における知財戦略の重要性に関する分析報告

Executive Summary

2026年7月21日閣議決定の『日本成長戦略』は、知財を単なる「権利保護」の論点としてではなく、**成長投資の予見可能性を高め、研究開発成果の事業化を加速し、企業価値評価を改善するための基盤インフラ**として位置付けた点に大きな政策的意味があります。内閣官房の公式ページは同日付で『日本成長戦略』の閣議決定を公表しており、本報告ではその公式公開と、ユーザー提供PDFを照合して知財関連記述を確認しました。[filecite\turn0file0](#) 1

とりわけ重要なのは、閣議決定が知財について、**証拠収集手続の充実・強化、権利侵害抑制の法制整備、IPランドスケープ、研究開発投資の事前調査、成果の適切な権利化、集団的権利行使、有価証券報告書での知財・無形資産開示**を一つの政策束として提示していることです。これは、権利取得・訴訟・開示・投資を分断せず、「投資回収可能性」を高める制度設計へ舵を切ったものと読めます。[filecite\turn0file0](#) 2

実証面でも、この方向性は合理的です。WIPOは、無形資産投資が2025年に世界で初めて10兆ドルを超え、2008年以降の伸びが有形投資の3倍超であると報告しています。日本についても、2024年の無形資産投資の伸びが主要高所得国の中で相対的に強く、「投資の質」を左右する時代に入ったことを示しています。さらにEUIPO・EPOの共同研究では、IP集約産業がEU GDPの47.9%、雇用の30.6%を占め、関連スタートアップがベンチャー・プライベートエクイティ資金の88%超を集めたとされます。知財制度の実効性は、単なる法務論点ではなく、資本配分そのものに効く要素です。 3

他方で、日本の現行制度にはギャップも残ります。特許庁の2025年度調査研究の要約版は、国内ヒアリングの結果として、**認められる損害賠償額が低いこと、侵害立証の困難さ、証拠収集手続の充実化の必要性**を明示しています。また、取引デジタルプラットフォーム上の模倣品対策について、特許庁は、日本では令和3年以降に法制的見直しがなく、権利者の自助努力には限界があり、国内法制度の見直しや国際ルール形成が必要だと整理しています。つまり、今回の閣議決定は抽象論ではなく、すでに行政調査が把握していた制度的ボトルネックを成長政策に接続したものです。 4

結論として、本閣議決定が示す知財戦略の核心は、「**投資しても侵害されやすい」「訴えても立証しにくい」「権利を持っても事業戦略や資本市場につながりにくい**」という日本企業の不安を減らし、**成長投資を促す**ことにあります。短期的には制度設計の選択肢整理と開示の標準化、中期的には証拠保全・開示・共同権利行使の法整備、長期的には知財データ基盤と投資家対話の高度化が重要です。 5

閣議決定の知財記述とその政策的意味

内閣官房の「日本成長戦略本部／日本成長戦略会議」ページは、2026年7月21日に『日本成長戦略』が閣議決定されたことを公式に示しており、同日の本部会合・会議資料として「日本成長戦略（案）」が掲げられています。本報告で用いる原文引用は、その公式公開文書に対応するユーザー提供PDFに基づきます。

[filecite\turn0file0](#) 1

以下が、知財関連記述の中核部です。これは本文41–42頁相当の箇所です。[filecite\turn0file0](#)

「さらに、知財を戦略的に取得・活用する企業経営を推進し、知財訴訟における証拠収集手続の充実・強化を始め、成長投資のボトルネックとなり得る権利侵害を抑制するための法制上の措置の検討や、17の戦略分野における国内外の特許等の知財情報を活用したIPランドスケープの実施の検討、国等が支援する研究開発投資における権利侵害の有無等についての事前調査及び研究開発投資の成果の適切な知財取得、知財に関する集団的な権利行使を可能とする仕組みの検討を実施するとともに、有価証券報告書での知財・無形資産の開示を促進する制度の在り方について2026年度中を目途に方針を示す。」 [filecite0turn0file0](#)

この一文が重要なのは、知財政策を六つの局面で連結しているからです。すなわち、**取得、侵害抑止、訴訟、分析、R&D事前管理、資本市場開示**です。従来の知財政策は、出願促進・紛争対応・IR対応が縦割りになりがちでしたが、本閣議決定はそれらを「成長投資のボトルネック解消」という単一目的の下に統合しています。特許庁や内閣府の近時資料も、知財戦略が成長戦略を支える中心要素であるとの認識を明確にしております、2026年の知的財産推進計画は「成長戦略を支える知財戦略の推進」をテーマに掲げました。 [6](#)

また、本閣議決定の時点で政府は、17の戦略分野・62の主要な製品・技術等を対象に、2040年度までの官民投資額を「370兆円超」と想定し、PDCAで精緻化していく方針を示しています。知財の実効性を高める施策が同時に書き込まれたことは、**大型投資を呼び込む前提条件として知財制度の予見可能性が必要だ**という政府の理解を示しています。 [7](#)

法制度上の論点と現行法とのギャップ

現行制度はすでに一定の整備を受けています。特許庁の2025年度調査研究要約版によれば、2019年改正特許法により損害賠償額算定方法が見直され、侵害者利益のうち権利者の生産能力を超える部分についてもライセンス相当損害として請求し得ること、またライセンス料相当額の算定において侵害を前提とした交渉条件を考慮し得ることが整理されました。もっとも、同じ要約版は、産業財産権侵害の多様化・複雑化、権利者と侵害者の「コストの非対称性」、そして国内ヒアリングでの「低い賠償額」「侵害立証の困難さ」「証拠収集手続の充実化の必要性」を明示しています。 [8](#)

不正競争防止法の2023年改正では、デジタル空間における商品形態模倣への対応や、営業秘密・限定提供データ保護の強化が進みました。税関の差止申立制度も、特許・意匠・商標・著作権等を侵害する輸出入貨物に対応しており、水際取締りの制度基盤は存在します。したがって、法制度が「空白」なのではなく、**現行手段が新しい侵害形態や投資規模に比して十分に強く・速く・使いやすいか**が問われています。 [9](#)

特に、オンライン・越境・プラットフォーム型侵害への対応では、特許庁の2024年度調査研究要約版が、日本では令和3年以降に法制的見直しがなく、権利者の自助努力には限界があり、国内法制度の見直しや国際ルール作りが必要だと整理しています。これにより、本閣議決定がいう「権利侵害抑制」は、単なる損害論ではなく、**証拠保全、プラットフォーム責任、越境執行、再発防止**まで含むと解釈するのが自然です。 [10](#)

他方、「知財に関する集団的な権利行使を可能とする仕組み」については、閣議決定上、制度モデルは**未指定**です。現行の日本法には、消費者団体訴訟制度のように団体に特別な訴権を付与する枠組みがありますが、これは消費者利益保護の制度であり、一般的な特許・商標・意匠権者のための集団的権利行使制度ではありません。したがって、今回の記述は、知財分野における共同訴訟支援、団体的差止め、集中ライセンス・共同執行、信託・SPV等の設計可能性を開くものの、具体像はなお政策選択段階にあります。これは消費者団体訴訟制度の適用範囲からの**推論**です。 [11](#)

有価証券報告書での知財・無形資産開示についても、現状はコーポレートガバナンス・コードと各種ガイドブックに基づく**原則主義・対話主義**が中心です。金融庁・東証は2026年7月21日にコーポレートガバナンス・コード改訂版を確定し、特許庁も2024年・2025年に知財・無形資産の投資活用と開示のガイドブックを公表しています。しかし、閣議決定はさらに「有価証券報告書での」開示促進制度の在り方を2026年度中に示す

としており、これは任意的・分散的な開示から、より定型的・比較可能な開示へ進む含意を持ちます。具体的な様式・記載項目・セーフハーバーは**未指定**です。¹²

法制度ギャップ表

論点	現行制度の到達点	残るギャップ	閣議決定との関係	主な根拠
証拠収集手続	2019年改正後、損害賠償算定や相当実施料の考え方は改善	立証困難、低賠償、証拠収集の弱さがなお課題	「証拠収集手続の充実・強化」を明示	8
権利侵害抑制	不競法改正、税関差止、水際取締り	デジタル・越境・プラットフォーム侵害への対応不足	「権利侵害を抑制するための法制上の措置」を検討	13
集団的権利行使	消費者団体訴訟のような団体訴訟制度は存在	一般知財権者向けの横断的集団執行制度は未整備	「仕組みの検討」を明示、制度モデルは未指定	11
開示制度	CGコード、ガイドライン、任意開示の拡充	有報での比較可能・定型的開示はなお発展途上	2026年度中に方針提示	12
プラットフォーム模倣品対策	事業者の自主取組、一部行政対応	自助努力の限界、国内法見直し・国際ルール形成が必要	「権利侵害抑制」の具体領域の一つ	10

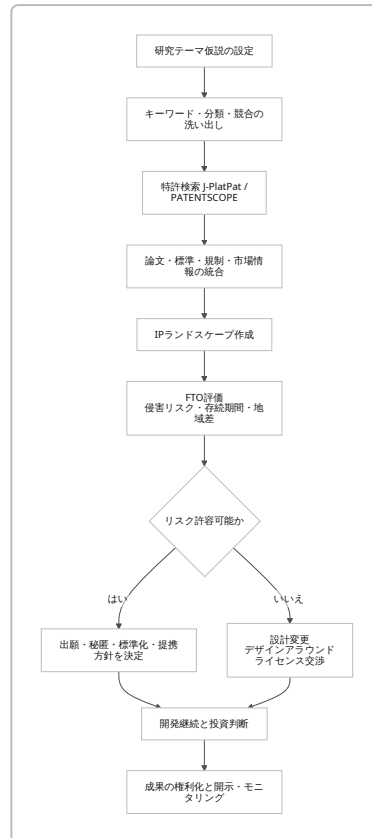
比較法的にみると、日本の議論が向かう方向も見えてきます。米国民事訴訟ではRule 26に基づく広範なディスカバリーがあり、文書・ESI・損害算定資料の早期開示が制度化されています。欧州でもUPC協定60条は、訴え提起前を含めた迅速な証拠保全・施設検査を認めています。日本の改革の射程は、直ちに米国型全面ディスカバリーへ向かうというより、**秘密保護と比例原則を維持しながら、欧州型の証拠保全・検査・開示を厚くする方向**とみるのが現実的です。¹⁴

IPランドスケープと研究開発投資の事前調査

METI・特許庁は、IPランドスケープを「経営・事業情報に知財情報を取り込んだ分析を実施し、その分析結果を経営者・事業責任者と共有する手法」と説明しています。重要なのは、単なる特許マップではなく、**事業仮説の検証、競争優位の源泉の特定、研究開発テーマの選別、標準化や規制動向の織込み**まで含む点です。WIPOも、特許分析はR&D、政策、事業化、ライセンス、提携判断に資するデータ駆動型の意味決定基盤だと位置付けています。¹⁵

本閣議決定がIPランドスケープを17戦略分野に位置付けた意味は、各企業に任せるだけでなく、**国レベルで「どこに技術空白があり、どこが混雑し、どこに日本の勝ち筋があるか」を可視化**するところにあります。成長戦略の投資ロードマップが370兆円超の官民投資を想定する以上、IPランドスケープは補助資料ではなく、投資の順番と集中先を決める上流工程です。¹⁶

研究開発投資の「事前調査」について、閣議決定は具体手順を示していないため、ここでは一般的・実務的な手法を提示します。JPOの特許検索ポータル、J-PlatPat、特許情報取得API、WIPO PATENTSCOPE、そしてWIPOのFTO・パブリックドメイン確認ガイドを組み合わせるのが標準的です。特にWIPOは、ある技術が有効な特許で保護されているか、それともパブリックドメインにあるかを判定するための三段階プロセスを示しており、事業化直前だけでなく、テーマ選定初期からの繰り返し検証が推奨されます。¹⁷



実務フローとしては、第一に技術課題を言語化し、第二にキーワード・同義語・IPC/CPC分類・競合企業・関連規格を設定し、第三に先行技術・権利・法的ステータスを調べ、第四に侵害リスクの高い請求項を抽出し、第五に設計変更・ライセンス・共同開発・撤退を比較し、第六に採択テーマのみを出願・秘匿・標準化戦略へ接続します。このとき、調査は一回で終わらず、PoC前、量産設計前、上市前の少なくとも三回回すのが望ましい運用です。これはJPO・WIPO資料に基づく一般化です。 18

企業実務のベストプラクティスと事例

日本企業の先進事例として、旭化成はIPランドスケープ活用の先進企業であり、2022年には戦略構築や新事業創出への貢献を目指す「知財インテリジェンス室」を経営企画担当役員直下に設置しました。特許庁主催表彰において内閣総理大臣感謝状を受けた際の説明でも、同社が中期経営計画の重要テーマに「無形資産の最大活用」を掲げ、経営層の意思決定に知財を接続していることが評価されています。これは、知財部門を「守りの審査窓口」から「経営の情報機能」へ転換した事例です。 19

ナブテスコは、知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0に基づく積極的な開示方針を明言し、ステークホルダーの持続的成長を支える「知的財産経営戦略」をグループ全体で推進するとしています。これは、知財を権利件数でなく「コア価値」の持続的競争優位として定義している点が特徴で、今回の閣議決定が目指す有報開示・投資家対話とも整合的です。 20

製品開発における実践例として、WIPOが紹介するPlayStationのケースは示唆的です。ソニーは発売前に数千件規模の特許をレビューし、必要技術について第三者ライセンスを確保しつつ、自社でもコントローラ設計や海賊版防止技術など多数の特許を出願しました。これは、FTO調査、必要ライセンス、独自権利化を一体運用する典型例であり、閣議決定がいう「事前調査」と「成果の適切な知財取得」を具体化したものです。

海外では、Qualcommが分かりやすい好例です。同社はQTLというライセンス事業を通じて多数の特許ポートフォリオを保有・収益化し、そのライセンス収益がR&Dを再び支える循環を形成しています。同社は累計で800億ドル超をR&Dに投じてきたと説明しており、2025年度売上は443億ドルでした。ここで重要なのは、**知財を単体収益源として使うだけでなく、研究開発の継続投資原資として回していることです。** ²²

ASMLは、別の型の好例です。2025年のR&D費は47億ユーロ、売上は327億ユーロ、受注残は388億ユーロであり、同社は半導体エコシステムとの強い連携を前提に継続的な技術優位を築いています。ASMLの強みは単一の特許件数ではなく、装置・ソフトウェア・サービス・顧客関係・供給網・継続投資が一体化した「複合無形資産」にあります。日本企業にとっての示唆は、**知財を単独で語らず、技術・供給網・標準・顧客接点と束で設計することです。** ²³

事例比較表

企業・組織	主な取組	何が優れているか	本閣議決定との接点	主な根拠
旭化成	IPランドスケープ、知財インテリジェンス室、無形資産最大活用	知財を経営企画直結の意思決定情報に転換	IPランドスケープ、知財戦略経営	19
ナブテスコ	ガイドラインVer.2.0準拠の積極開示	開示と戦略を一体化し「コア価値」を可視化	有報開示・投資家対話	20
ソニー PlayStation	発売前FTO、必要ライセンス、自社出願	事前調査と権利化を製品投入に直結	R&D事前調査、成果の適切な知財取得	21
Qualcomm	ライセンス収益をR&Dへ再投資	知財の収益化と再投資の循環が明確	成長投資の回収可能性向上	22
ASML	巨額R&D、エコシステム連携、技術優位の継続投資	複合無形資産としての競争優位	知財・無形資産を中核にした成長投資	24

政策的影響評価

知財戦略を成長投資政策に埋め込むことの経済的合理性は強いです。WIPOの2026年公表資料では、無形資産投資は2025年に10兆ドルを突破し、2020-2025年の年平均伸び率は5.5%で、有形投資の3.2%を上回りました。WIPOは日本について、無形資産投資の伸びが投資構成の変化を示していると述べています。これは、日本の成長戦略が設備投資だけでなく知財・無形資産投資を重視する理由を裏付けます。 ²⁵

さらに、EUIPO・EPO共同研究は、IP集約産業がEU GDPの47.9%、雇用の30.6%を占め、輸出の78.3%を担い、関連スタートアップがPE/VC資金の88%超を集めたとしています。日本の制度が投資家にとって「権利が取れる」「侵害に対抗できる」「開示で価値が読める」と映れば、同様に資本コスト低下や成長投資増加に寄与する可能性があります。これはEUデータからの**政策的推論**です。 ²⁶

他方で、リスクもあります。第一に、過度に権利行使を強化すると、交渉費用や参入障壁が上がり、後発企業や中小企業の実装速度を下げる可能性があります。第二に、開示を強制し過ぎると、競争上重要なノウハウや研究の方向性が逆に漏えいする懸念があります。第三に、集团的権利行使は、中小権利者の執行力を高める一方、制度設計を誤ると乱用的請求や競争制限的な共同行為に接近しうるため、対象権利・代表性・費用

負担・秘密保護・濫訴抑止を精密に設計する必要があります。これらは、標準必須特許交渉の複雑さや投資家との視点ギャップについての公式資料に基づく**制度設計上の推論**です。 27

要するに、知財戦略の強化は「強い方が良い」ではなく、**投資回収可能性を上げつつ、取引費用と秘密漏えいを抑えるバランス設計**が鍵になります。今回の閣議決定が2026年度中の方針提示にとどめ、具体制度を未指定にしているのは、このバランス調整がなお政策形成段階にあることを示しています。

fileciteturn0file0 28

推奨される政策対応と企業対応

最後に、閣議決定の方向性を実効化するための推奨アクションを示します。ここでの提案は、上記の公式資料・調査・事例から導く政策・実務上の整理です。

推奨アクション表

期間	政策対応	企業対応	期待効果
短期	内閣官房・特許庁・金融庁の合同タスクフォースで、証拠収集、集団的権利行使、開示制度の選択肢を公表。制度詳細が未定の論点は「未指定」と明記して論点整理を先行	取締役会直轄で知財・無形資産委員会を設置し、主要R&D案件にFTOゲートを導入	政策不確実性の低減、社内意思決定の迅速化
中期	証拠保全・検査・プラットフォーム情報開示・秘密保護を組み合わせた法制度改正。デジタル模倣品対策を国際ルール形成と接続	IPランドスケープを事業計画・投資審査・資本市場開示に組み込み、有報・統合報告書の整合性を高める	侵害抑止力向上、資本市場での評価改善
長期	17戦略分野横断の知財データ基盤、公共支援R&DのFTO標準プロトコル、共同執行・共同ライセンスのルール整備	ライセンス、共同研究、標準化、M&A、秘匿管理を一体化した「知財P/L」管理へ移行	成長投資の回収可能性向上、国際競争力強化

短期の最優先は、論点の可視化です。特許庁自身が、権利実効性やデジタルプラットフォーム対策の調査研究を、制度改正検討の基礎資料として公表しています。したがって、政府は年内に「どの論点を法改正し、どれを運用改善で対応し、どれをガイドライン対応にとどめるか」を整理すべきです。企業側はそれを待たず、R&D案件ごとにFTO、権利化方針、競争法・標準化観点、開示方針を一枚で見る運用に切り替えるべきです。

29

中期では、開示制度の標準化が重要です。現在のガイドブック群は有益ですが、投資家比較のためには、少なくとも「重要知財資産」「事業との接続」「リスク管理」「投資回収経路」「競争優位の維持メカニズム」のような共通見出しが要ります。ただし、企業秘密を過度に晒さないよう、**定量KPIは比較可能、技術詳細は非公開も可**というセーフハーバー設計が望まれます。 30

長期では、知財を「法務コスト」ではなく「成長会計」の一部として扱う発想転換が必要です。WIPOが示す無形資産投資の拡大、EUIPO・EPOが示すIP集約産業の経済効果を踏まえれば、日本の成長戦略における知財改革は、周辺施策ではなく、投資国家としての制度競争力そのものです。したがって、政府は知財制度の予見可能性を高め、企業は知財を経営・R&D・IRの共通言語に変えるべきです。そこまで進んで初めて、今回の閣議決定の知財記述は「実施計画」になります。 31

出典と留意事項

本報告の最優先出典は、内閣官房の『日本成長戦略』公式公開情報およびユーザー提供PDFです。知財関連原文の引用はユーザー提供PDFによります。公式サイト側では、内閣官房の「日本成長戦略本部／日本成長戦略会議」および同日会合資料掲載ページにより、文書の公式性を確認しました。filecite turn0file0 1

なお、以下は閣議決定段階では**未指定**です。第一に、「集団的な権利行使を可能とする仕組み」の具体制度類型。第二に、「有価証券報告書での知財・無形資産の開示を促進する制度」の具体的記載様式・対象会社・セーフハーバー。第三に、証拠収集手続強化の際に改正対象となる具体条文と適用対象権利です。したがって、本報告の一部は、公式資料に基づく分析的推論を含みます。filecite turn0file0 32

1 日本成長戦略本部／日本成長戦略会議 | 内閣官房ホームページ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/index.html?utm_source=chatgpt.com

2 6 小野田内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和8年6月16日 - 内閣府

https://www.cao.go.jp/minister/2602_k_onoda/kaiken/20260616kaiken.html?utm_source=chatgpt.com

3 25 31 Intangible Investment Tops USD 10 Trillion for the First Time, Growing More Than Three Times Faster Than Tangible Investment

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2026/article_0011.html?utm_source=chatgpt.com

4 8 jpo.go.jp

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2025_10_yoyaku.pdf

5 7 16 城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和8年6月26日 - 内閣府

https://www.cao.go.jp/minister/2602_m_kiuchi/20260626kaiken.html?utm_source=chatgpt.com

9 13 不正競争防止法 直近の改正（令和5年）（METI/経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_recent.html?utm_source=chatgpt.com

10 jpo.go.jp

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2024_07_yoyaku.pdf

11 消費者団体訴訟制度とは | 消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system?utm_source=chatgpt.com

12 28 32 コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）の確定について：金融庁

https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html?utm_source=chatgpt.com

14 Rule 26. Duty to Disclose; General Provisions Governing Discovery | Federal Rules of Civil Procedure | US Law | LII / Legal Information Institute

https://www.law.cornell.edu/rules/frcp/rule_26?utm_source=chatgpt.com

15 IPランドスケープを実践したい方、必読！「経営戦略に資するIPランドスケープ実践ガイドブック」を公開（METI/経済産業省）

https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240424002/20240424002.html?utm_source=chatgpt.com

17 18 特許検索ポータルサイト | 経済産業省 特許庁

https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/?utm_source=chatgpt.com

19 中村 栄 | インタビュー | Creating for Tomorrow | 旭化成株式会社

https://www.asahi-kasei.com/jp/asahikasei-brands/interview/nakamura/?utm_source=chatgpt.com

20 知的財産 | イノベーション | ナブテスコ株式会社

https://www.nabtesco.com/innovation/ip/?utm_source=chatgpt.com

21 WIPO - How Intellectual Property Laws Shaped the PlayStation

https://www.wipo.int/edocs/infogdocs/playstation/en/?utm_source=chatgpt.com

22 Licensing: The risk of patent portfolio evaluation shortcuts | Qualcomm

https://www.qualcomm.com/news/onq/2023/04/licensing-the-risk-of-patent-portfolio-evaluation-shortcuts?utm_source=chatgpt.com

23 ASML reports €32.7 billion total net sales and €9.6 billion net income in 2025

https://www.asml.com/en/news/press-releases/2026/q4-2025-financial-results?utm_source=chatgpt.com

24 Financials | ASML 2025 Annual Report

https://www.asml.com/en/investors/annual-report/2025/financials?utm_source=chatgpt.com

26 IP and innovation in European sectors - EUIPO

https://www.euipo.europa.eu/et/publications/ip-and-innovation-in-european-sectors?utm_source=chatgpt.com

27 標準必須特許ポータルサイト | 経済産業省 特許庁

https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html?utm_source=chatgpt.com

29 特許庁産業財産権制度問題調査研究について | 経済産業省 特許庁

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

30 「企業成長の道筋～投資家との対話の質を高める知財・無形資産の開示～」について | 経済産業省 特許庁

https://www.jpo.go.jp/support/example/ip_disclosure_for_stakeholder.html?utm_source=chatgpt.com